

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和7年度岡山県広報紙広告事業

2 業務内容

岡山県広報紙「晴れの国おかやま」に掲載する広告について、広告主の募集、広告原稿の作成等を行う。

3 広告を掲載する広報紙

岡山県広報紙「晴れの国おかやま」

発行：令和7年6月号から令和8年4月号までの年6回(原則偶数月)

※4月号については、配布期間が4月から5月初旬までかかる場合あり

規格：タブロイド判 4ページ(カラー)

印刷方法：オフセット印刷

製本：ホッチキス無し

配布方法：新聞折り込み（岡山市、倉敷市）、市町村配布（新聞折込以外の市町村）
及び市町村役場・郵便局・コンビニなどでの窓口配布

予定部数：587,000部/月（変動する場合あり）

4 広告を表示する位置等

広告を表示する位置、枠数、規格は、次のとおりとする。

◆広告の位置

4面最下段に表示する。

◆枠数

1枠とする。ただし、以下の規格内であれば、分割することも可とする。

◆規格

横253mm×縦65mmとする。

5 業務内容等

- (1) 岡山県広報紙に掲載する広告の広告表示者（以下、「広告主」という。）の募集、調整、広告原稿の作成などに関する一切の業務とし、これに要する費用は本業務受託事業者の負担とする。
- (2) 契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (3) 広告主の募集及び原稿作成等に当たっては、岡山県広告取扱要綱、岡山県広告取扱基準及び岡山県広報紙広告掲載要領を遵守すること。
- (4) 広告欄には、「広告」の文言を見やすい大きさ（目安：5mm×10mm程度）で明記し、当該欄が広告欄であることを明確に表示しなければならない。

- (5) 広告主の決定を行うに当たっては、掲載しようとする広告の広告主、広告内容等について、あらかじめ県と協議し、その承認を受けなければならない。
- (6) 広告原稿は、あらかじめ県の承認を受けなければならない。また、県から修正の指示を受けた場合には、これに速やかに従わなければならない。
- (7) 広告原稿は、県の承認を受けた後、県が県広報紙編集制作業務を委託している業者に、指定する期日までに、指定するデータファイルで提出するものとする。
なお、原稿提出期日は、発行月の前々月の県が別途指定する日とする。
- (8) 広告掲載料は、令和7年4月30日(水)までに、県が発行する納入通知書により納付するものとする。